

港長公示第 2 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の錨泊を禁止したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 1 月 31 日

苫小牧港長

苫小牧港における錨泊禁止区域の設定について

苫小牧港西港区の港口付近における入出航船舶の安全を確保するため下記により船舶の錨泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき及び港長の許可を受けた場合は、この限りでない。

記

1 期間 平成 30 年 1 月 31 日から当分の間

2 区域（別図参照）

(イ)から(ホ)までを順次結ぶ線により囲まれた海域

(基点) 苫小牧港東外防波堤灯台

(北緯 42 度 36.9 分、東経 141 度 37.2 分)

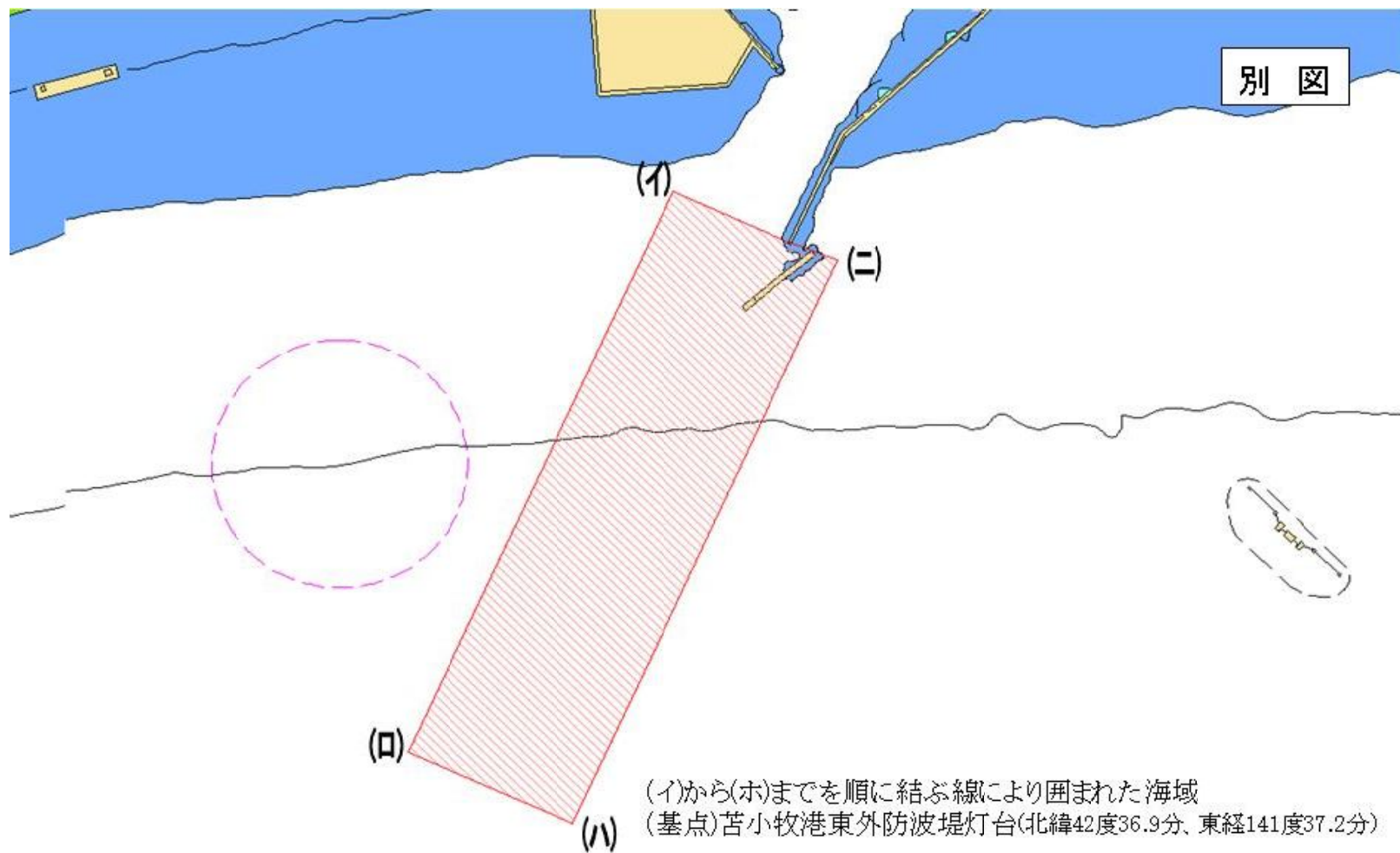
(イ) 基点から 294.5 度 500 メートル

(ロ) (イ)から 204.5 度 2,500 メートル

(ハ) (ロ)から 114.5 度 700 メートル

(ニ) (ハ)から 24.5 度 2,500 メートル

(ホ) (イ)点



(イ)	基点 から	294.5度	500メートル
(ロ)	(イ)点から	204.5度	2,500メートル
(ハ)	(ロ)点から	114.5度	700メートル
(ニ)	(ハ)点から	24.5度	2,500メートル
(ホ)	(イ)点		